

令和4年

第5回教育委員会（定例会）会議録

上天草市教育委員会

## 令和4年 第5回教育委員会（定例会）会議録

期日：令和4年4月20日（水）

開会：午後2時00分

閉会：午後3時25分

場所：上天草市役所松島庁舎3階大会議室

### 1 会議日程

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 令和4年第4回（3月定例会）の承認について

日程第3 教育長諸般の報告

日程第4 非公開とする審議事項について

日程第5 [議案第42号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

日程第6 [議案第43号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

日程第7 [議案第44号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

日程第8 [議案第45号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

日程第9 [議案第46号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

日程第10 [議案第47号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

日程第11 [議案第48号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

日程第12 [議案第49号] 上天草市地区公民館長及び地区公民館主事の解任及び任命について

日程第13 [議案第50号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

日程第14 [議案第51号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

日程第15 [議案第52号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

日程第16 [議案第53号] 上天草市全国大会等参加補助金要綱の一部を改正する要綱の制定について

日程第17 諸報告

### 2 出席委員

山下勝一（委員）、濱崎千賀子（委員）、岩崎宏保（委員）

高倉利孝（教育長）

### 3 欠席委員

辻本幸之助（委員）

### 4 議場に出席した者

赤瀬耕作（教育部長）、宮崎真司（学務課長）、谷上健作（教育審議員）、川本宜史（学務課長補佐）、小浦嘉彦（社会教育課長）、平井義郎（社会教育課長補佐）、渡辺龍也（学務係長）

### 5 教育長の報告の趣旨、議題及び議事の概要、議題となった動議及び動議を提出した者の氏名、

質問又は討論をした者の氏名及びその要旨、議決事項

以下のとおり

開会 午後2時00分

○教育長（高倉利孝君） それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、これより令和4年第5回上天草市教育委員会定例会を開会いたします。会議日程はお手元に配布してありますので、

#### 日程第1 会議録署名委員の指名について

○教育長（高倉利孝君） 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名に、濱崎委員及び川本学務課長補佐を指名いたします。よろしく願いいたします。

#### 日程第2 令和4年第4回（3月定例会）会議録の承認について

○教育長（高倉利孝君） 次に日程第2。「令和4年第4回（3月定例会）会議録の承認について」を議題といたします。皆さんには会議の案内と一緒に配布しておりましたが、何か質疑等がありましたらよろしく願いいたします。

○学務課長補佐（川本宜史君） 各委員の皆様よりご指摘いただきました文字等の修正につきましては、事務局で修正させていただきますのでよろしく願いいたします。

○教育長（高倉利孝君） よろしいですか。それではお諮りいたします。第4回定例会の教育委員会会議録については承認することにご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） 全員ご異議なしと認め、承認することに決定いたしました。

#### 日程第3 教育長諸般の報告

○教育長（高倉利孝君） 議案書の1ページをご覧ください。今回はたくさん出番がございまして、委員の皆様にも参加をしていただきました。その中から3点ご報告いたします。卒業式と入学式の告辞、お世話になりました。中学校の卒業式が先にございまして3月4日、6日にございました。小学校は3月23日、24日です。入学式は、4月1日午前中に小学校、午後に中学校、それぞれ最寄りの学校に出向いていただき出席していただきました。どの学校もお花が大変綺麗に飾ってありまして、卒業式は桜、入学式はサクラソウが飾ってあり、大切な儀式に合わせてお花が栽培されておりました。また、湯島小では、サプライズもございまして、校長先生が新入生のために、こういうのを名前入りで作成されておりました、頑張れと体育館に貼ってあったそうです。告辞に行きました尾上指導主事が写真を撮ってきてくれました。このように入学者の人数に関係なく温かくどの学校も迎え入れていただきました。大変ありがたいことです。2つ目に4月4日市内校長会議がございまして。例年ですと、市の辞令伝達式、服務宣誓式等が計画される予定でございまして、本年も含めて3年中止になっております。市長から歓迎の言葉をいただきましたので、良かったなと思っております。3つ目に4月13日熊本県市町村教育委員会連絡協議会役員会がありました。皆さんにも関係する教育委員会の連絡協議会です。事業報告、決算報告ならびに本年度の事業計画の予算案が提案されることになっておりましたがコロナ禍の中で、全員集まりますと100名程になるため、今回は書面決議ということになりました。併せて教育長部会がございまして、これは参加人数が限られていることから、こちらは実施する方向で進んでおります。それから来年1月末頃に、市町村教育委員会連絡協議会大会がございまして、現在のところ実施は未定でございまして。追って連絡がある予定です。以上で教育長の諸般の報告を終わります。

#### 日程第4 非公開とする審議事項について

○教育長（高倉利孝君） 次に、日程第4「非公開とする審議事項について」意見を伺います。

日程第5「議案第42号」、日程第6「議案第43号」、日程第7「議案第44号」、日程第8「議案第45号」、日程第9「議案第46号」、日程第10「議案第47号」、日程第11「議案第48号」及び日程第17、諸報告の第2「不登校児童・生徒の状況について」、第3「いじめの状況について」、第4「教職員の勤務時間管理について」は、プライバシー保護のため、秘密会議といたしますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） 異議なしと認め、「議案第42号」、「議案第43号」、「議案第44号」、「議案第45号」、「議案第46号」、「議案第47号」、「議案第48号」、及び諸報告の第2、第3、第4につきましては、秘密会議といたします。

日程第5 議案第42号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

○教育長（高倉利孝君） それでは、日程第5。議案第8号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」を議題といたします。この議題は、秘密会議といたします。

※【 議案第42号から議案第48号は秘密会議の決定により審議内容は非公開 】

※【秘密会議終了】

日程第12 議案第49号 上天草市地区公民館長及び地区公民館主事の解任及び任命について

○教育長（高倉利孝君） それでは、日程第12。議案第49号「上天草市地区公民館長及び地区公民館の解任及び任命について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○社会教育課長（小浦嘉彦君） 議案書9ページをお願いします。議案第49号「上天草市地区公民館長及び地区公民館主事の解任及び任命について」ご説明いたします。社会教育法第28条の規定に基づき、上天草市地区公民館長及び主事を次のとおり解任及び任命するものでございます。今回の地区公民館長の異動につきましては、樋島地区からの推薦により吉井弘光さんに代わり、米田豊さんを任命するものです。公民館主事の解任及び任命につきましては、高戸地区から業務等の都合により、変更の申し出がありましたので、議案書記載のとおり公民館主事を解任及び任命するものでございます。公民館長及び主事の任期につきましては、前任者の残任期間の令和4年5月1日から令和6年3月31日まででございます。提案理由といたしまして、地区公民館の円滑な運営を図るため、公民館長及び主事を解任及び任命するもので、附属機関の委員その他の非常勤の職員の任免及び委嘱に関しては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第9号の規定により教育委員会に諮る必要がございます。これがこの議案を提出する理由でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑がございますか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第49号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第13 議案第50号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

- 教育長（高倉利孝君）** それでは、日程第13。議案第50号「専決処分の報告並びにその承認を求めるについて」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。
- 学務課長（宮崎真司君）** 議案書の10ページをお願いいたします。議案第50号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」。上天草市陳情等取扱規程の一部を改正する訓令の制定について、上天草市教育長に対する事務委任規則第3条第1項第1号の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるものです。令和4年4月20日提出。上天草市教育長名。専決第20号「上天草市陳情等取扱規程の一部を改正する訓令の制定について」。上天草市陳情等取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。令和4年3月31日専決。上天草市教育長名。上天草市陳情等取扱規程の一部を改正する訓令の内容について説明します。11ページの新旧対照表をご覧ください。別記第1号様式の陳情等処理カードをご覧ください。受付欄の部課長及び受付職員の押印マークを削ります。13ページの概要をご覧ください。改正の必要性としましては、押印を求める手続について、事務の効率化及び利便性の向上を目的として、その押印を不要とするため、関係規定を整備する必要があります。施行日は、令和4年4月1日となります。議案書の10ページにお戻りください。提案理由につきましては、押印を求める手続等について、住民の利便性の向上及び事務の効率化を図る目的として、その押印を不要とするため、関係規定を整備することから、上天草市教育長に対する事務委任規則第3条第1項第1号の規定により専決処分し、同条第3項の規定により委員会に報告し、その承認を求めるものでございます。これが、この議案を提出する理由です。ご審議いただき、御承認くださいますよう、よろしくをお願いいたします。
- 教育長（高倉利孝君）** 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑がございませんか。  
[「ありません」という声あり]
- 教育長（高倉利孝君）** それでは、お諮り致します。議案第50号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。  
[「異議ありません」という声あり]
- 教育長（高倉利孝君）** ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第14 議案第51号 専決処分の報告並びにその承認を求めるについて

- 教育長（高倉利孝君）** それでは、日程第14。議案第51号「専決処分の報告並びにその承認を求めるについて」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。
- 学務課長（宮崎真司君）** 議案書の14ページをお願いいたします。議案第51「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」。上天草市職員記章規程及び上天草市公用車規程の一部を改正する訓令の制定について、上天草市教育長に対する事務委任規則第3条第1項第1号の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるものです。令和4年4月20日提出。上天草市教育長名。専決第21号「上天草市職員記章規程及び上天草市公用車規程の一部を改正する訓令の制定について」。上天草市職員記章規程及び上天草市公用車規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。令和4年3月31日専決。上天草市教育長名。押印を求める手続の見直し等のための上天草市職員記章規程及び上天草市公用車管理規程の一部を改正する訓令の第1条に上天草市職員記章規程の一部改正を、第2条に上天草市公用車管理規程の一部改正を記載しています。16ページの新旧対照表をご覧ください。第1条の上天草市職員記章の一部改正では、様式第3号「記章再貸与申請書」の職・氏名の押印マークを削ります。17ページをお開きください。第2条の上天草市公用車管理規程の一部改正については、様式第2号の「公用車変更報告書」

の報告者（公用車管理者名）の押印マークと、次ページの様式第3号「車両点検簿」の報告者氏名の押印マークを削りました。19ページの概要をご覧ください。改正の必要性としましては、押印を求める手続について、事務の効率化及び利便性の向上を目的として、その押印を不要とするため、関係規定を整備する必要があります。施行日は、令和4年4月1日となります。議案書の15ページにお戻りください。提案理由につきましては、押印を求める手続等について、住民の利便性の向上及び事務の効率化を図る目的として、その押印を不要とするため、関係規定を整備することから、上天草市教育長に対する事務委任規則第3条第1項第1号の規定により専決処分し、同条第3項の規定により委員会に報告し、その承認を求めるものでございます。これが、この議案を提出する理由です。御承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑がございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第51号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第15 議案第52号 専決処分の報告並びにその承認を求めるについて

○教育長（高倉利孝君） それでは、日程第15。議案第52号「専決処分の報告並びにその承認を求めるについて」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○学務課長（宮崎真司君） 議案書の20ページをお願いいたします。議案第52号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」。上天草市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について、上天草市教育長に対する事務委任規則第3条第1項第1号の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるものです。令和4年4月20日提出。上天草市教育長名。専決第22号「上天草市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」。上天草市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように制定することとします。令和4年3月31日専決。上天草市教育長名。上天草市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の改正内容について説明します。22ページの新旧対照表をご覧ください。第3条 学務課学務係の項 第19号を第20号とし、第18号の次に「(19) 外国青年招致事業に関すること。」を加えます。第3条 学務課教育企画係の項 第13号を削り、第14号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、第17号を削り、第18号と第19号を2号ずつ繰り上げます。第3条 学務課施設係の項 第2号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に「(2) 教育財産の管理に関すること。」を加えます。24ページの概要をご覧ください。改正の必要性としましては、令和4年4月1日付け人事異動により、新規採用職員等の配置における、事務を効率的に運用するため、学務課の係間の分掌事務を見直すもので、分掌事務の変更にあたり関係規定を整備する必要があります。施行日は、令和4年4月1日となります。議案書の21ページにお戻りください。提案理由につきましては、令和4年4月1日付け人事異動により学務課の係間の分掌事務を見直すもので、分掌事務の変更にあたり関係規定を整備することから、上天草市教育長に対する事務委任規則第3条第1項第1号の規定により専決処分し、同条第3項の規定により委員会に報告し、その承認を求めるものでございます。これが、この議案を提出する理由です。御承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑がございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第52号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第16 議案第53号 上天草市全国大会等参加補助金交付要綱の一部を改正する  
要綱の制定について

○教育長（高倉利孝君） それでは、日程第16。議案第53号「上天草市全国大会等参加補助金等交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○社会教育課長（小浦嘉彦君） 説明の前に2箇所訂正をお願いします。議案の3行目の「出場」を「参加」に訂正、「定める」を「制定することとする」に訂正をお願いします。議案書25ページをお願いします。議案第53号「上天草市全国大会等参加補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」ご説明いたします。上天草市全国大会等参加補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように制定するものでございます。26ページをお願いします。新旧対照表をご覧ください。右側の改正前をご覧ください。現在、当該要綱において、対象者は第2条の各号の要件を満たすものとなっております。しかし、同条第2号の「個人又は団体は、予選会を勝ち抜いて出場資格を得ているものとする。」と、同条第3号の「前年度優勝チーム若しくは優勝者等として推薦されて出場資格を得ているものとする。」につきましては、同時に満たすことはまれであるため、現状では、どちらか一方の資格を有するものを対象として取り扱っていることから、改正後のとおり第2号の後に「又は競技協会及び県等の団体から推薦されて出場資格得ているもの」を加え、現状の取り扱いに合わせ、改正するものです。また、同条第4号において、「個人又は団体において同一種目で同補助金の交付を受けたものを除く。」とされており、1度交付を受けたものは、受けられないと解されることから、冒頭に「同一年度内に」を加え、年度ごとに交付を受けられるよう改正するものです。25ページにお戻りください。施行日につきましては、告示の日から施行することとしています。提案理由といたしまして、補助対象者の要件としている第2条第2号「個人又は団体で予選大会を勝ち抜いて出場資格を得ているもの」と第3号「前年度優勝チーム若しくは優勝者として関係団体から推薦され資格を得ているもの」に規定する要件を同時に満たすことはまれであり、現在は第2号又は第3号の要件を満たしたものとして取り扱っていることから、運用状況との整合性を図る必要があります。また、第4号では同一種目で複数回の交付を受けることはできないと解されることから、同一年度内に同種目での交付が一度であることを明確にするため、関係規程を整備する必要があります。なお、教育委員会規則その他委員会の定める規程を制定及び改廃することについては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第2号の規定により教育委員会に諮る必要がございます。これがこの議案を提出する理由でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑がございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第53号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第17 諸報告

○教育長（高倉利孝君） 次に、日程第17。諸報告に入らせていただきます。まず、報告第1「5月の行事予定について」の説明をお願いします。

○教育審議員（谷上健作君） 資料の28・29ページをご覧ください。主なものを説明させていただきます。6日、17日、19日に特別支援関係の担当者会議を3回予定しております。16日月曜日、5月市内校長会議を予定しております。20日金曜日、定例の教育委員会会議が14時より行われます。23日、24日に校長ヒアリングを教育長室で行う予定です。30日、第1回市内教務主任研修を行います。社会教育課関連につきましては、11日、市人権教育推進協議会総会と青少年育成市民会議。14日、E-friends クッキングイベントが予定されております。その他、市内小学校の運動会が14日及び15日に、中学校の体育大会が21日及び22日を中心に行われる予定です。以上です。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） 次の報告第2、第3、第4は秘密会議といたします。

※【 報告第2、第3、第4は秘密会議の決定により審議内容は非公開 】

※【秘密会議終了】

○教育長（高倉利孝君） 以上で、予定された議案は終わりました。そのほか、事務局からの追加報告等はありませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） それでは以上で予定された案件はすべて終了いたしました。これをもって、令和4年第5回教育委員会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

閉会 午後3時25分